

## 5. 学生生活への支援

### 5-1 学生の心身の健康の保持（レベルⅠ〇）

#### 〔現状の説明〕

学生の心身の健康保持について、「法科院基準」は、これを保持・増進するための適切な相談・支援体制の整備を求めている。

この点に関して本法科大学院では、全学の相談・支援体制を活用することによって対応しており、その詳細については以下のとおりである。

身体の健康については、保健管理センターにおいて、学生の健康増進のため、健康診断、健康相談及び突発的な応急処置に対応している。また、医師による保険診療を行う診療所としての機能も有している（資料5-1-1）。

メンタル面については、保健管理センターと学生部とが連携し、「なんでも相談室」と「こころの相談室」を設置している（資料5-1-2 [p.2]）。いずれの相談窓口でも臨床心理士資格を有するカウンセラーによるカウンセリングを実施している。「なんでも相談室」については、予約不要としており、学生生活に係る相談に対応している。学生は、ここで、カウンセラーによるインテーク面談を受け、必要がある場合には、「こころの相談室」をはじめとする関係部署を紹介している。「こころの相談室」については予約制で、学生の話じっくりと聞き、悩みや問題への具体的な対処又は解決方法を見いだすための援助を行っている。

また、保健管理センターでは精神科の診療も行っている（資料5-1-1）。

#### 〔点検・評価（長所と問題点）〕

学生の心身の健康保持については、これを保持・増進するため、大学として保健管理センターを設置し、学生部とも連携しつつ、心身両面での相談・支援体制を整えている。したがって、「法科院基準」に照らして適切に対応している。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

#### 〔根拠・参照資料〕

資料5-1-1 龍谷大学保健管理センター「龍谷大学保健管理センター利用のしおり [2013年度版]」2013年3月【巻末リストF004】

資料5-1-2 龍谷大学保健管理センター「ひとりで悩まないで一学業から就職、生活全般何でも相談してくださいー [大学生活サポートの相談利用案内]」2013年3月【巻末リストF005】

### 5-2 各種ハラスメントへの対応（レベルⅠ〇）

#### 〔現状の説明〕

各種ハラスメントに関する規定と相談体制の整備とそれらの学生への周知については、次のような体制を整備している。

ハラスメントに関しては、「ハラスメントの防止等に関する規程」を整備している。同規程では、ハラスメント相談員のほか、すべての教職員が申立ての窓口となっており、相談しやすい体制を整えている（資料5-2-1）。

2013年度は、セクシュアル・ハラスメント担当相談員（教職員14人）とセクシュアル・ハラスメント以外のハラスメント担当相談員（教職員13人）が相談に応じている。また、外部弁護士として女性弁護士2人がすべてのハラスメントについて相談に応じる体制を設けている。

学生への周知については、相談方法や相談員の連絡先を記載した案内パンフレット「ひとりで悩まないで相談してくださいーハラスメントに関する相談についてー」を学内各所に常時配置し、また掲示等で案内している（資料5-2-2）。

その他、学生間でのトラブルや日常的な相談については、学生生活委員会が対応している。

#### [点検・評価（長所と問題点）]

「現状の説明」で記述したとおり、適切に対応している。  
なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

#### [根拠・参照資料]

- 資料5-2-1 「ハラスメントの防止等に関する規程」2008年3月21日制定【巻末リストA002】  
資料5-2-2 2013年度龍谷大学ハラスメント問題委員会「ひとりで悩まないで相談してくださいーハラスメントに関する相談についてー」2013年3月【巻末リストF003】

### 5-3 学生への経済的支援（レベルⅠ〇）

#### [現状の説明]

学生への経済的支援について、「法科院基準」は、奨学金その他学生への経済的支援に関する相談・支援体制の整備を求めている。

この点に関して、本学では、法科大学院学生を対象とする、以下のような奨学金制度を設けている。

なお、各種奨学金の奨学金給付及び貸与状況については「法科大学院基礎データ」（資料5-3-1 [表17]）を参照されたい。

#### (1) 法科大学院独自の給付奨学金制度

##### ア 法科大学院学費援助奨学金

既修コース生については、「法科大学院既修（2年修了）コース学費援助奨学生選考内規」の規定により、1年につき804,000円が、原則として2年間にわたって給付される（資料5-3-2及び資料5-3-7 [p. 18]）。

なお、本奨学金の給付額は、1年間の授業料及び施設費の合計額に相当する。

標準コース生については、「法科大学院学費援助奨学生選考内規」の規定により、原則として全員に241,000円が給付される。ただし、入学初年度の在学生のうち、前期日程入試での成績順位が第1位ないし第3位の者には804,000円が給付される。また、同入試での成績順位が第4位ないし第6位の者には522,500円が給付される（資料5-3-3及び資料5-3-7 [p. 18]）。

なお、以下に記述する「法科大学院学業奨学金」の給付対象者については本奨学金の給付対象とはならない。

##### イ 法科大学院学業奨学金

標準コースの2年次生及び3年次生のうち、成績優秀者に対しては、「龍谷大学給付奨学生選考細則」（資料5-3-4）第11項の規定による奨学金が給付される。その選考基準については、「法科大学院学業奨学生の選考方法等について」（資料5-3-5）のとおりである。

前年度の学業成績が第1位ないし第3位の者には、1年間の授業料及び施設費の合計額に相当する804,000円がそれぞれ給付される。また、第4位ないし第6位の者には522,500円がそれぞれ給付される（資料5-3-7 [p. 18]）。

## ウ 法科大学院下宿者学業支援奨学金

自宅から通学に90分以上を要し、就学のために京都市内に下宿せざるを得ない法科大学院生を対象に、月額30,000円を上限として奨学金を給付する（資料5-3-6及び資料5-3-7 [p. 18]）。

### (2) その他の奨学金制度等

全学の学生を対象とした給付奨学金制度のうち、家計等の経済的条件が急変した場合には「家計急変奨学生」制度を利用することができる。自然災害等より被害を受けた場合も「災害奨学規程」により授業料相当額の免除等の措置を受けることができる。また、一時的に仕送りが遅れたり、生活費の不足・緊急の出費等があったりした場合には、短期貸付金制度が利用できる。以上の奨学金については、学生部で問い合わせ・相談に応じている。

また、全学的な大学院生支援策として、ゼミ教育補助費（年間学生1人当たり2,600円）、大学院生研究援助費（同5,000円）があり、学修援助の一環として機能している。

さらに、「2009年度認証評価」で、日本学生支援機構奨学金の第一種奨学金と第二種奨学金の同時申込みが原則として認められないという運用について、同時申込みを認める方向で改善することが望まれるとの指摘（助言）を受け、同時申込みができるよう変更した（資料5-3-7 [p. 19]）。

#### [点検・評価（長所と問題点）]

「現状の説明」で記述したとおり、適切に対応している。  
なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

#### [根拠・参照資料]

- 資料5-3-1 龍谷大学法務研究科（法務専攻）「2014年度 大学基準協会 法科大学院認証評価申請用法科大学院基礎データ [様式4]」
- 資料5-3-2 「法科大学院既修（2年修了）コース学費援助奨学生選考内規」2010年2月5日制定【巻末リストA017】
- 資料5-3-3 「法科大学院学費援助奨学生選考内規」2004年7月8日制定【巻末リストA016】
- 資料5-3-4 「龍谷大学給付奨学生選考細則」2002年6月6日制定【巻末リストA015】
- 資料5-3-5 「法科大学院学業奨学生の選考方法等について<2012年度以降入学（標準コース）生対象>」2011年10月5日改正【巻末リストA042】
- 資料5-3-6 「法科大学院下宿者学業支援奨学生の推薦基準等に関する内規」2010年6月23日制定【巻末リストA041】
- 資料5-3-7 龍谷大学入試部「2014年度龍谷大学入学ハンドブック [2014 法科大学院 前期]」2013年8月【巻末リストE018】

## 5-4 身体障がい者等への配慮（レベルⅡ〇）

### [現状の説明]

身体障がい者等を受け入れるための支援体制の整備については、全学的な指針である「修学支援の方針」（資料5-4-1 [p. 6]）及び「障がいのある学生への支援について」（資料5-4-1 [p. 7]）に基づき、点訳サービスやノートテイク・介助者の雇用等各種支援体制を整えている（資料5-4-1 [pp. 4-5]）。

法科大学院では、2007年度に視覚障がい者（弱視者）が入学したことにより、学修に支障がないよう配慮を行った。具体的には、拡大読取装置を使用できるよう、座席指定や電源の増設等の環境整備を行ったほか、定期試験については、時間を通常の1.5倍に延長し、別室での受験を実施すること、装置の移動に時間を要することから時間割に配慮する等個別のニーズに合わせた対応を行った。

なお、当該学生は2011年3月に修了したため、2013年度には、特別な配慮を要する学生は在籍していない。

#### [点検・評価（長所と問題点）]

「現状の説明」で記述したとおり、適切に対応している。  
なお、長所及び問題点についての特記事項はない。

#### [根拠・参照資料]

資料5-4-1 龍谷大学障がい学生支援委員会「共に学ぶ、友と過ごす。－龍谷大学が行う障がいのある学生への支援－（案内パンフレット）」2013年5月【巻末リスト F002】

### 5-5 進路についての相談体制（レベルⅡ〇）

#### [現状の説明]

学生の進路選択にかかわる相談対応及び支援については、2013年度に新設したキャリア委員会が担っている。キャリア委員会の構成は、キャリア主任及び2人のキャリア委員であり、いずれも専任教員が務めている。

キャリア委員会では、学生及び修了生の進路支援のため、就活セミナーの開催や、就職関係情報の提供等を行っている。その詳細については以下のとおりである。

#### (1) 「就活入門セミナー」の開催

2012年度から在學生及び修了生を対象に「就活入門セミナー」を毎年1回開催している。その内容は、法科大学院生就職支援サイト「ジュリナビ」運営企業の代表取締役を講師とする講演会や、就職活動を行った修了生の体験報告などである（資料5-5-1）。2013年度の参加者アンケートの結果では、回答者18人中16人から肯定的評価（「満足」または「どちらか」として満足）を受けた（資料5-5-2）。

#### (2) 就職関係情報の提供

法科大学院教務課には企業や官公庁等からの就職関係の情報が寄せられることがあるため、それらの情報を掲示や電子メールにて修了生や在學生に案内している。2013年度の情報提供実績は表 35のとおりである。

上記以外に大学全体の取り組みとして、キャリアセンターと人材サービス企業との提携による既卒者就職支援制度がある。この制度の下では、キャリアカウンセラーによる個別面談や、就業支援セミナーの受講が可能であり、法科大学院修了生の利用も可能である（資料5-5-3）。

ただし、キャリアセンターによる就職支援は、全学の学生・修了生を対象としており、法科大学院修了生に特化した支援については、十分に行われていない。そこで、一般的な就職活動のスキルについては、キャリアセンターの利用を勧めつつ、法科大学院修了生に特化した情報については「ジュリナビ」の利用を勧めることによって補完している。具体的には、在學生及び修了生に「ジュリナビ」の利用案内と、希望者への統一メールアドレス（利用ID）の発行・配付を行っている。また、「ジュリナビ」主催のセミナー開催時には、会場提供も行うなどの連携を図っている。

表 35 就職関係情報の提供実績一覧（2013年度）

情報提供元	件数
企業	2
国・地方自治体	6
その他公的機関	3
弁護士会・法律事務所等	3
合計	14

注) 2013年9月23日までの実績である。  
出典) 法科大学院教務課資料に基づき作成。

### [点検・評価（長所と問題点）]

2013年度からはキャリア委員会を設置し、組織的な進路支援を行う体制を整備したことは、適切な対応であると考えている。他方で、進路支援のうち、特に重要となる就職支援については、修了生に対するワンストップサービスの提供には至っておらず、就職先の新規開拓にも着手できていない。したがって、修了生のニーズには十分に対応できているとはいえない。しかし、本法科大学院の規模及び社会情勢等を踏まえれば、現状以上に抜本的な対策を講じることは難しい現状にある。このような状況の中、既存の学内資源の活用や学外組織との連携により、支援の充実を図っている点については、適切な対応であると考えている。

### [将来への取り組み・まとめ]

キャリア委員会において、キャリアセンター及び「ジュリナビ」と連携しつつ、支援ノウハウの蓄積を図る。

### [根拠・参照資料]

- 資料5-5-1 龍谷大学法科大学院「学生・修了生向け特別就活入門セミナー開催決定！！」2013年6月25日付け掲示【巻末リストC090】
- 資料5-5-2 龍谷大学法科大学院「ジュリナビ就活セミナーアンケート（集計結果）」2013年7月17日教授会報告【巻末リストC091】
- 資料5-5-3 龍谷大学卒業生支援センター（キャリアセンター）webページ  
<<http://career.ryukoku.ac.jp/graduate/gaiyou.html>> 最終アクセス：2014/02/22【巻末リストM022】

## 5-6 特色ある取り組み（レベルⅡ〇）

### [現状の説明]

学生生活の支援に関する特色ある取り組みについては、前述の法科大学院所属の専任教員による学習相談員制度をはじめ専任教員全員がオフィスアワーを少なくとも週1回設定し、学修相談や将来の進路についての相談等に対応する体制を整えている（評価の視点2-23）。

### [点検・評価（長所と問題点）]

学生生活の支援に関する特色ある取り組みについては、希望者には、在学生だけでなく修了生一人ひとりに専任教員が学習相談員として配置されるなど充実した支援体制を整えている。

なお、長所及び問題点についての特記事項はない。